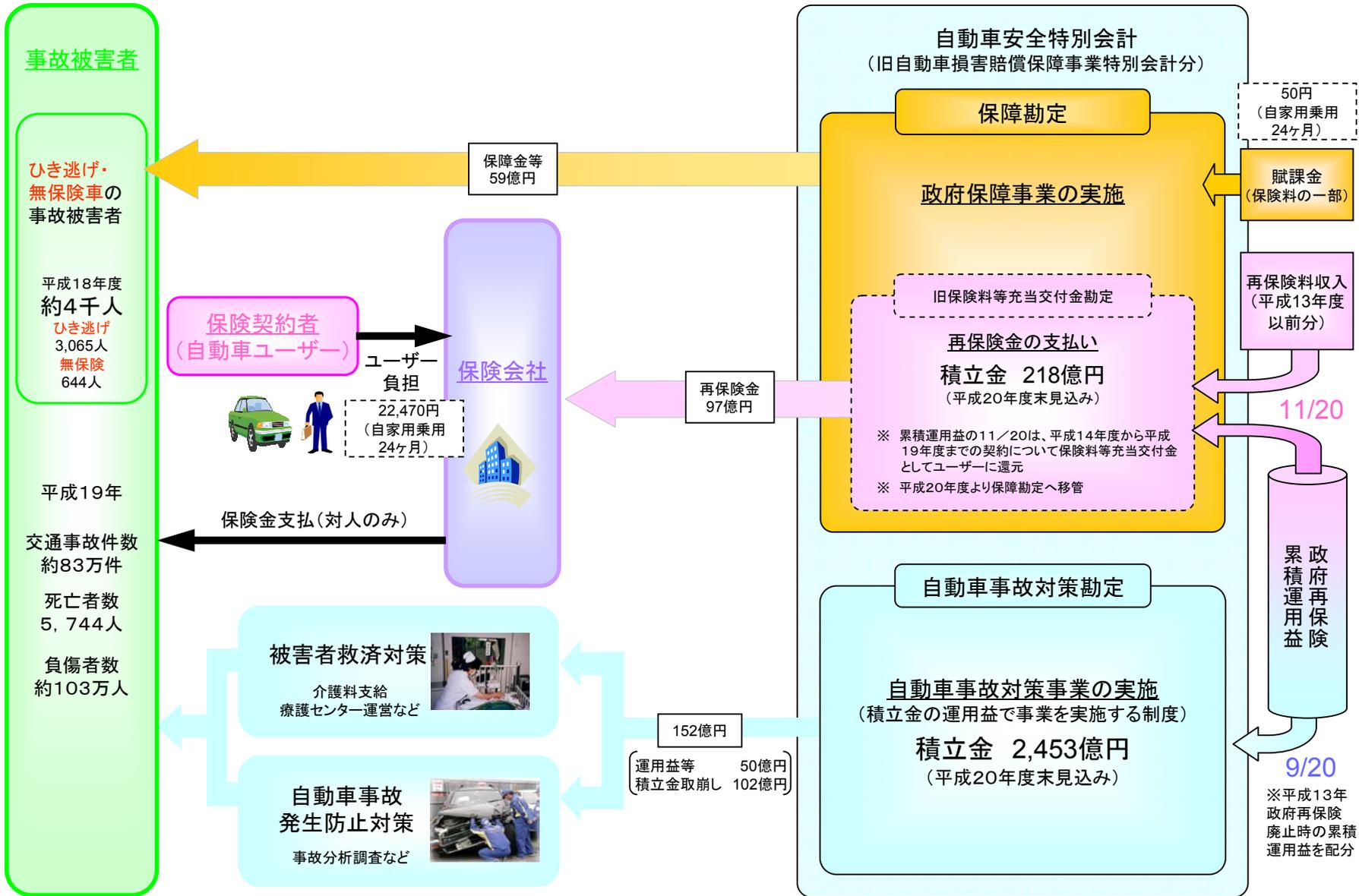


自動車安全特別会計(旧自動車損害賠償保障事業特別会計) 自動車事故対策事業に係る平成20年度予算について

国土交通省 自動車交通局
平成20年6月24日

自動車安全特別会計(旧自動車損害賠償保障事業特別会計分)の概要 (平成20年度予算ベース)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



自動車安全特別会計(旧：自動車損害賠償保障事業特別会計)における自動車事故対策事業について

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構に対する助成

(単位：千円)

補助対象事業の内容(平成20年度)	平成18年度 予算額	平成18年度 決算額	平成19年度 予算額 (a)	平成20年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
◇自動車事故対策費補助金	3,368,613	2,803,042	3,131,525	3,118,355	△ 13,170	△ 0.4
① 自動車事故による重度後遺障害者に対して介護料を支給する。 ○介護料支給	3,286,981	2,789,764	3,049,893	3,036,723	△ 13,170	
② 自動車事故による重度後遺障害者に対して短期入院費を助成する。 ○短期入院費助成	75,000	13,278	75,000	75,000	0	
③ 交通遺児等の子弟に対する貸付金債権のうち、回収不能債権を補填する。 —	6,632	0	6,632	6,632	0	
◇独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金	830,000	818,895	510,000	486,800	△ 23,200	△ 4.5
自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの施設を整備する。 【○千葉療護センターCT(コンピュータ断層撮影装置)更新】 【○岡山療護センターRI(核医学画像診断装置)更新】 【○岡山療護センター医療パネル及び空調機器改修】	830,000	818,895	510,000	486,800	△ 23,200	
◇独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	8,688,957	8,688,957	8,428,659	8,105,149	△ 323,510	△ 3.8
① 自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの運営を行う。 ○療護センターの運営(※)						
② 交通遺児等に対する育成資金の貸付け等を行う。 ○交通遺児等貸付	8,688,957	8,688,957	8,428,659	8,105,149	△ 323,510	
③ 運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断を実施する。 ○指導講習 ○適性診断						
④ 自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。 ○自動車アセスメント						
小 計	12,887,570	12,310,894	12,070,184	11,710,304	△ 359,880	△ 3.0

(※) 平成20年度予算の運営費交付金は効率化等のため減額されているが、療護センター機能の一部の一般病院への委託のための予算を計上している。

(2) 自動車事故対策費補助金

○被害者保護増進対策

(単位：千円)

補助対象事業の内容(平成20年度)	平成18年度 予算額	平成18年度 決算額	平成19年度 予算額 (a)	平成20年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)	
☆ 自動車事故医療体制整備事業	496,000	405,509	440,000	329,000	△ 111,000		
○ ① 自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。 (医療機関)	○救急医療機器整備事業	388,000	373,380	290,000	229,000	△ 61,000	△ 25.2
○ ② 自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院に対する受入れ体制の整備に要する経費の一部を補助する。 (医療機関)	○短期入院協力事業	108,000	32,129	150,000	100,000	△ 50,000	
☆ 高等学校交通遺児授業料減免事業 ○ 高等学校等に在学する交通遺児等で経済的理由により修学が困難な者に対して、高等学校等の設置者が行う授業料の減免について援助事業を行う都道府県に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。 (都道府県)	○高等学校交通遺児授業料減免事業	78,000	57,064	78,000	70,000	△ 8,000	△ 10.3
☆ 自動車事故救急法普及事業 ○ 自動車事故による負傷者救済に係る救急法知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う交通事故救急法講習事業、交通事故救急法普及啓発事業に要する経費の一部を補助する。 (自動車事故救急法普及事業を行う者)	○交通事故救急法講習事業 ○交通事故救急法普及啓発事業	32,000	28,591	27,000	16,000	△ 11,000	△ 40.7
☆ 「紛争処理機関」が行う紛争処理業務 ○ 自賠責の保険金の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。 (財)自賠責保険・共済紛争処理機構)	○紛争処理業務	140,000	134,491	140,000	150,000	10,000	7.1
☆ 自動車事故相談及び示談あつ旋事業 ○ 自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあつ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する。 (財)日弁連交通事故相談センター)	○事故相談事業 ○示談あつ旋事業 ○電話相談事業 ○相談員等研修事業 ○高次脳機能障害相談事業	580,000	575,492	570,000	570,000	0	0.0
☆ 交通遺児育成基金事業 ○ 交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。 (財)交通遺児育成基金)	○交通遺児育成基金事業	149,000	117,782	149,000	147,000	△ 2,000	△ 1.3
小 計	1,475,000	1,318,929	1,404,000	1,282,000	△ 122,000	△ 8.7	

○自動車事故発生防止対策

(単位：千円)

補助対象事業の内容(平成20年度)	平成18年度 予算額	平成18年度 決算額	平成19年度 予算額 (a)	平成20年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
☆自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業	1,600,000	1,477,599	1,767,500	1,714,500	△ 53,000	
○自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて行われるバス等公共交通機関の利用促進、トラック輸送の効率化、ASVの普及等の自動車運送事業の安全・円滑化に資する施策について必要な施設整備等に要する経費の一部を地方公共団体と協調して補助する。 (自動車運送事業者等)	1,600,000	1,477,599	1,355,000	1,302,000	△ 53,000	△ 3.0
	0	0	412,500	412,500	0	
☆自動車事故防止事業 ○自動車事故を防止するため、安全運転研修事業、交通安全教育広報事業、自賠責制度普及啓発事業、自動車事故防止対策調査研究事業、自動車事故分析事業に要する経費の一部を補助する。 (自動車事故防止事業を行う者)	208,000	188,831	171,000	166,000	△ 5,000	△ 2.9
○オムニバスタウン整備総合対策事業 ○交通システム対策事業 ○個別対策事業 ○調査事業、実証実験・実証運行事業 ○先進安全自動車(ASV)普及促進対策事業						
☆トラック事業の安全対策リーディングモデル創出事業 ○トラック事業者における安全対策の強化・充実を図り、自動車事故を防止するため、中小トラック事業者間のアライアンスによる安全情報の共有・最新化、荷主とのパートナーシップによる安全運行体制の確立等の先進的な安全対策事業に要する経費の一部を補助する。 (貨物自動車運送事業者等)	0	0	0	30,000	30,000	-
○【トラック事業の安全対策リーディングモデル創出事業】						
☆安全運転指導事業 ○自動車事故を防止するため、タクシー業務適正化特別措置法に基づく特定指定区域内において、タクシー運転者等に対する安全運転指導事業に要する経費の一部を補助する。 (運転者安全運転指導事業を行う者)	46,000	46,000	46,000	44,000	△ 2,000	△ 4.3
○安全運転指導事業						
小 計	1,854,000	1,712,430	1,984,500	1,954,500	△ 30,000	△ 1.5
合 計	16,216,570	15,342,253	15,458,684	14,946,804	△ 511,880	△ 3.3

(注1) 補助対象事業の内訳のうち【 】が付されているものは、平成20年度新たに予算措置したもの。

(注2) 自動車事故対策費補助金の予算額は、平成18年度 6,697,613千円、平成19年度 6,520,025千円、平成20年度6,354,855千円である。

平成18年度 自動車損害賠償保障事業特別会計自動車事故対策事業の内容

参考

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構に対する助成

補助対象事業者 【実績額】	補助対象事業の内容（概要）	備 考
・独立行政法人自動車事故対策機構 【12,310,894千円】	★ 介護料、施設整備費及び運営費等を補助し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、自動車事故の防止及び被害者保護の増進を図る。 ○ 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料を4,312人(前年度比4.7%増)に支給するとともに、介護相談及び「ほほえみ」による情報提供を実施。 ○ 自動車事故による重度後遺障害者の短期入院費を441人(前年度比16.1%増)に助成。 ○ 千葉療護センターにおいて医療機器(PET)を整備。 ○ 千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターをそれぞれ民間法人に委託して運営。 ○ 交通遺児等貸付を921人に対して行うとともに、被害者家族の精神的支援のため、「友の会だより」(5,430部)を発行し、「友の会の集い」(参加者1,944人)等を実施。 ○ 運行管理者等の指導講習を実施し、111,517人(前年度比2.8%増)が受講。 ○ 運転者の適性診断を実施し、407,908人(前年度比11.3%増)が受診。 ○ 自動車アセスメントを18車種の自動車及び7機種のチャイルドシートについて実施し、情報提供を実施。	○実績額 12,310,894千円の内訳 ・自動車事故対策費補助金 2,803,042千円 ・自動車事故対策機構運営費交付金 8,688,957千円 ・自動車事故対策機構施設整備費補助金 818,895千円

(2) 自動車事故対策費補助金

○被害者保護増進対策

補助対象事業者 【実績額】	補助対象事業の内容（概要）	備 考
<p>・ 医療機関</p> <p>【405,509千円】</p>	<p>★ 自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 救急医療機関数 13病院 釧路赤十字病院(北海道)、函館病院(北海道)、焼津市立総合病院(静岡)、相澤病院(長野)、福井県済生会病院(福井)、関ヶ原病院(岐阜)、新宮市立医療センター(和歌山)、箕面市立病院(大阪)、神戸掖済会病院(兵庫)、南松山病院(愛媛)、近森病院(高知)、周東総合病院(山口)、天草地域医療センター(熊本)</p> <p>○ 主な補助対象医療機器(MRI、CT、X線TV装置など)</p> <p>★ 自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院に対する受入れ体制の整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 短期入院医療機関数 10病院 函館新都市病院(北海道)、盛岡友愛病院(岩手県)、かしま病院(福島)、美原記念病院(群馬)、木村病院(東京)、済生会明和病院(三重)、大阪府済生会中津病院(大阪)、尾崎病院(鳥取)、昭和病院(山口)、久留米リハビリテーション病院(福岡)</p> <p>○ 主な補助対象装置(特殊浴槽、電動ベッドなど)</p>	
<p>・ 都道府県</p> <p>【57,064千円】</p>	<p>★ 高等学校等に在学する交通遺児等で経済的理由により修学が困難な者に対して、高等学校等の設置者が行う授業料の減免について援助事業を行う都道府県に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 対象者 45都道府県960人。</p>	
<p>・ (社)日本交通福祉協会</p> <p>【28,591千円】</p>	<p>★ 自動車事故による負傷者救済に係る救急法知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う救急法講習会、救急法の普及啓発事業等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 普通救急法講習会52回 受講者3,179名。</p> <p>○ 高齢者救急法講習会40回 受講者1,061名。</p> <p>○ 上級救急法講習会9回 受講者270名。</p> <p>○ 救急法普及啓発事業235回 参加者1,677名。</p> <p>○ 障害者救急法普及活動8回 参加者728名。</p>	
<p>・ (財)自賠償保険・共済紛争処理機構</p> <p>【134,491千円】</p>	<p>★ 自賠償の保険金の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 申請件数632件、前年度比16.6%増(内訳:有無責等122件、後遺障害510件)。</p> <p>○ 受理件数571件、前年度比18.7%増(内訳:有無責等99件、後遺障害472件)。</p> <p>○ 審査件数559件、前年度比20.2%増(内訳:有無責等103件、後遺障害456件)。</p>	
<p>・ (財)日弁連交通事故相談センター</p> <p>【575,492千円】</p>	<p>★ 自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 事故相談件数は34,884件で、前年度比0.1%増。</p> <p>○ 示談あっ旋件数2,434件で、前年度比12.4%増。示談あっ旋成立率80.8%。</p> <p>○ 電話相談件数1,278件で、前年度比5.5%減。</p> <p>○ 高次脳機能障害相談件数77件、前年度比54.0%増。</p> <p>○ 相談員等研修事業受講者数133名。</p>	
<p>・ (財)交通遺児育成基金</p> <p>【117,782千円】</p>	<p>★ 交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 交通遺児の新規加入者数は73名。(18年度末現在の加入者総数は1,480名)</p>	

○自動車事故発生防止対策

補助対象事業者 【実績額】	補助対象事業の内容（概要）	備 考
・自動車運送事業者等 【1,477,599千円】	★安全運転指導等の自動車事故防止対策と併せて実施するバス等公共交通機関の利用促進、トラック輸送の効率化等の都市交通の安全・円滑化対策について、必要な施設整備費等の一部を補助する。 ○オムニバスタウン整備総合対策事業 オムニバスタウン計画を策定し、これに基づいて事業を実施する場合、必要な調査、施設整備等事業全体に対する補助。 （7事業者へ事業費の1/3を補助） ○交通システム対策事業 GPSバスロケーションシステム導入等に対する補助。 （5事業者へ事業費の1/4を補助） ○個別対策事業 ノンステップバスの購入、PTPS車載機等の施設・整備の導入等に対する補助。 （40事業者へ事業費の1/5を補助） ○調査事業、実証実験・実証運行事業 コミュニティバス、パークアンドバスライド事業等に係る調査、実証実験・実証運行に対する補助。 （86事業者へ事業費の1/2を補助）	
・(財)全日本交通安全協会 【8,755千円】	★安全運転管理指導者の養成、自動車の運転者、学童及び園児に対する交通安全教育及び広報活動を行い、もって交通安全に関する理解と認識を高めるための安全運転管理指導者講習事業等に要する経費の一部を補助する。 ○安全運転管理者制度の推進を図り、安全運転管理者の管理能力を高めるための指導者を養成する目的として、年3回(2日間)の講習会を実施。受講者348名。 ○地域・職域において、高度な交通安全知識、安全運転技能及び指導力を兼ね備えた指導者(講習担当の講師等)を養成することを目的として、年2回(5日間)の研修を実施。受講者89名。 ○幼稚園児及び小学校児童を対象として、交通安全思想の教育・普及を実施。また、運転者及び歩行者等への交通安全思想の啓発普及を実施。(フレンド教材ニュース176,000部、学校安全ニュース165,000部、交通安全ニュース160,000部、交通安全フォトニュース10,000部)	
・自動車安全運転センター 【124,377千円】	★自動車安全運転センターが行う自賠責制度普及啓発事業、自動車事故の発生の防止に関する調査研究事業及び安全運転中央研修所研修事業(青少年)等に要する経費の一部を補助する。 ○自賠責制度普及啓発はがき発送1,229,165枚。 ○トラック運転者に対する運転技能教育等のあり方に関する調査研究。 ○カーナビゲーション装置を用いた画像情報提供のあり方に関する調査研究。 ○若者の事故に多くみられる「無理な運転」を抑制するために運転の基本を学習させる安全運転中央研修所研修 受講者4,489名。 幼児、小中学生を対象に交通ルールを習得させる少年交通安全研修施設研修 受講者25,249名。	
・(財)交通事故総合分析センター 【55,699千円】	★交通事故防止対策の的確、かつ、効果的な実施に必要な不可欠な総合的事故分析事業に要する経費の一部を補助する。 ○「交通事故統合データベース」をもとにした、運転者、道路・交通環境、自動車の観点からの総合的な統計的マクロ分析を実施。 ○つくば地区(つくば市、土浦市及びその周辺地区)における死亡・重傷事故等の重大事故を中心とする人、道路・交通環境、車両、乗員傷害、救急等について現地調査等(交通事故例(ミクロ)調査291件)を実施。	
・(財)東京タクシーセンター 【30,000千円】	★自動車事故の発生を未然に防止するため、(財)東京タクシーセンターが行う、安全運転指導事業に要する経費の一部を補助する。 ○安全運転指導事業 延べ7,096地区 合計3,287,641件実施。	
・(財)大阪タクシーセンター 【16,000千円】	★自動車事故の発生を未然に防止するため、(財)大阪タクシーセンターが行う、安全運転指導事業に要する経費の一部を補助する。 ○安全運転指導事業 延べ6,645地区 合計103,370件実施。	